



お聞きしながら状況分析を行つて、そのことを国土交通省、国交大臣にも伝えながら、適切に判断をしていただければというふうに思つてゐるところであります。

○玄葉委員 ここは、慎重な議論、竹森先生もおっしゃつていましたけれども、慎重な議論が必要だというふうに思います。

もう一つ、尾身先生がかつてこの場でやはりおっしゃつたんですけれども、財政的な医療崩壊を起させないということがとても大事だと。私も、全くそのとおりだと思います。昨今、コロナと戦つている病院の経営悪化、あるいは看護師さんによるボーナスが出ないとか減ったとか、そういうニュースが舞い込んできているわけです。

私、四月の下旬、一次補正だったかと思いますけれども、この予算委員会の場で、今お手元に配付しているような例を出しながら、つまりは地元の中核病院なんですねけれども、コロナと戦つている病院は、例えばこの中核病院は、十床、コロナ患者のためにあけるんだけれども、十床なんだけれども、機材とか人員の関係でワンフロア全部あけざるを得ない、だから結果として月一億ぐらい減収になる、こういうことをきちっと、空床補償といいうらしいということをあのとき言つたんですねけれども、そういうことに対しきちと対応しないと大変なことになりますよと私は警鐘を鳴らしましたですね。そうしたら、残念なことに、加藤厚労大臣は何と答えたかというと、診療報酬を二倍にします、それで対応します、こうおっしゃつたんです。絶対にそれでは対応不可能です。

その後、恐らくいろいろなところからヒアリングをされて、確かにだめだな、このままではと思つたんでしよう、二次補正で空床補償の考え方があな格的に出てきました。重点医療機関という概念が出てきて、ここにはかなり手厚く手当てをしめて、コロナと戦つている病院を助けてますと。これはこれでいいんです。ただ、残念ながら、例えば私がお手元に配付しているような病院のようないい例だと、重点医療機関というのは、もともと

の定義が、病院ごと、病棟ごと、コロナ患者を入れないと助けません、手当てしませんという、簡単な判断をしています。

○玄葉委員 ここは、慎重な議論、竹森先生もおっしゃつていましたけれども、慎重な議論が必要だというふうに思います。

もう一つ、厚労大臣、よろしい束をしてほしい。これは、厚労大臣、よろしいですか。イエスかノーかで結構です。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

先ほど委員御指摘をいただきましたように、休止になつたベッド等もございまして、それについて四月に御質疑をいただきました。

その後、例え二次補正におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急包拡支援交付金を大幅に積み増しをしておりまして、その交付金の対象といたしまして、同一病棟内に患者等を受け入れるために休床とした病床についても補助の対象とする、こうした手当はさせていただきました。また、重点医療機関についての考え方等についての考え方につきましてもお示しをしております。

もちろん、それで十分なのかということについて、私たちもしっかりと問題意識を持ちながら、引き続き、さまざまな団体等にヒアリングを握をする等によって医療機関の経営状態を把握を

する、あるいはさまざまデータ等をきちんと把握するということは大変大事なことだと思っておりましたし、その結果として何かしらの必要があれば

それが対応する、こうしたことを頭に置きながらしっかりとウォッチをしていきたいと思っておりま

す。

○玄葉委員 国会で審議することで大分柔軟な運用ができるようになってきたようになります。

まさに予算委員会の役割だなというふうに思いました。

時間がなくなつたので、最後になりますけれども、西村大臣、V字回復という言葉を何度もこの間使わせてきました。総理もです。ただ、どう

ういう感じにならざるを得ないのではないかといふうに思っています。

この認識と、今私がそれぞれ現場に出向いたり本当に言えばそういう考え方だつたんですね。こういう考え方じゃなくて、地域の実情に合わせて、手当でできるよう、簡便な手段で済ませんといふんでも、この事態をまさに収束させ、いざれにしても、この事態をまさに収束させ、本当にコロナと戦つて頑張つてある病院をしっかりと手当でできるような、そういう柔軟な運用を約束をしてほしい。これは、厚労大臣、よろしいですか。イエスかノーかで結構です。

非常に使い勝手がよくなつたと思います。九月末に切れます。私は、状況によつてはちゅうちょなく延長すべきだというふうに思つます。

もう一つは、私は、この間、安倍総理に、事態を甘く見ているんじゃないですか、もつと財政出動した方がいいと思いますよというようなことを

はり長期的には財政の健全化ということにもしっかり着眼しないといけないと思います。骨太の方針でどうも財政健全化に関する道筋が示されない

ということのようになりますけれども、このこと

もあわせてお答えいただければと思います。

○棚橋委員長 国務大臣西村康稔君、恐縮ですが、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○西村国務大臣 はい。

まず一点目につきましては、緊急事態宣言を行つておりました四月、五月を底に、ぜひ景気回復をさせていきたい。特に内需は、この間、皆さ

ん自粛しておられましたので、意欲は、消費者マインドもかなり改善してきております、いろいろな指標が出てきておりますので。ただ、海外の経済はまだ見通しが立ちません。輸出、生産、したがつて生産ですね、といったところを見ながら、内需主導で何とか回復させていかなければと思つております。

二点目の雇調金については、そういう状況の中で、今後、製造業なども、あるいは中堅、大企業も出てくる、申請があることも想定しながら、これは臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

三点目、財政健全化の話ですけれども、実は骨太針の中でも、次世代への責任の視点に立つて、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくという、そうした方向性はしっかりとお示しをさせていただいておりますので、いざれにしても、この事態をまさに収束させた後に質の高い成長を実現しながら、財政健全化も当然考えていかなければいけないというふうに思つております。

○玄葉委員 終わります。

○棚橋委員長 これにて馬淵君、本多君、玄葉君の質疑は終了いたしました。

○藤野委員 終わります。

○藤野委員 終わります。

害が広がっております。

私は、十二日に、被害が大きかつた熊本県人吉市、球磨村でその実態を見てまいりました。現状極めて深刻で、こういう大変な状況のときに、なぜ安倍総理も武田防災担当大臣もこの委員会に出席していないのか、この点については強く抗議をしたいと思います。

しかししながら、急を要する問題がありますので質問をいたします。

○西村国務大臣 はい。

第一に、政府が分散型避難を呼びかけている、

そのもとで、自宅や親戚宅に避難されている方

たくさんいらっしゃいます。しかし、そこに物資

や医療の支援が届いていないという状況が現状であります。

パネルを見ていただければと思います。十二日

の八時半、ごらんいただいたらわかりますよう

に、二階までもう水につかっていたということがたくさんあるわけです。親戚宅に身を寄せている

と。ある男性は、自分は一週間車中泊だけれども

家族は親戚だと。自宅の二階にいるという方は、

一階にあつた冷蔵庫も洗濯機もやられた、風呂に

も入れない、車も使えなくなつたので遠くのス

パーに歩いて買物に行かなきやいけないという

ですね。病院で肺の検査をする予定だったけれども

もキャンセルになつた。山間地で孤立が続いている、そういう集落も複数あります。

防災担当副大臣、平副大臣にお聞きしたいんで

ります。

すが、内閣府は七月の十日に、こうした親戚宅などに身を寄せておられる被災者に対するブッシュ型の支援を求める通達を自治体に出されていると思います。しかし、現状のままで、このせつかくの通達がかけ声倒れになりかねない。これをどう改善していかれるんでしょうか。

○平副大臣 委員御指摘のとおり、うちの武田大臣と御党の志位局長、連絡を密にされて、今月の十日に、災害救助法の適用を受けた県に対して、在宅避難者への物資、情報等を適切に提供していくだけるように通知を発出したところでございま

す。  
委員、その後、現地に入られたということだというふうに思いますが、被災地においては、例えば、やはり圧倒的人手不足の中であります、熊本県の球磨村においては、自衛隊により、支援ニーズのあると確認された在宅避難者に対しては、医薬品を含め支援物資を配付をしておりますし、人吉市においては、要支援者名簿を活用して避難者の状況を把握し、必要な支援物資を届けています。ただ、まだ足りないところがあるという御指摘であります。

目詰まりしているのが、まず物資なんか手なんか情報なのかということですが、物資はブッシュ型で在宅避難者の分まで供給するようになります。多分、人手のボランティアのところと、あと情報ですよね、どこに誰がいるか全部把握しきれていません。元気な方は避難所まで来ていたり、御連絡をいたしたり、物資を持って帰つていただいたりということだと思いますが、要支援者はそうはいかないと思いますので、こちらは、本来、リスト化をして行動計画をつくることになっていますが、避難所の分散化にそれがついていない可能性もありますので、今後、自治体とよく連携をとりながら、今の状況を解消してまいりたいと思っております。

○藤野委員 ゼヒ、きめ細かな対応を求めたいと

思っています。

第二に、今回は、コロナ禍に続く豪雨災害といふ、いわば二重の打撃になつております。それに対応した特別の支援が必要だというふうに思うんです。

パネルの二枚目を見ていたらいいんですが、写真のように、もう本当に多くの家が土台だけを残して流されてしまつてある。鉄橋も、まさに上の部分は全部、複数流されているというところもあ

ります。言葉を失う甚大な被害というのが実態でこれは十二日の球磨川の写真であります。この写

きた御夫婦のお話では、コロナでラフティングの客がもう全然なくなつた、しかし、ようやく七月から予約が入り出しましたけれども、そこに今回の災害が襲つてきたというお話をでした。

そして、人吉市のあるホテルの経営者の方はこ

うおっしゃつていたんですね。球磨川下り、宿泊業、飲食業、社交業、つまり、直接間接で町全体

が被害を受けた、だから町全体が復興しないといけないんだ、ただ、既にコロナのときに目いつぱい借金をして、もう借りきらぬ、借りれない、そ

ういう人が多いというんですね。店を閉めてしまふ人が多くなるのではと心配されました。

これも副大臣にお聞きしたいんですが、やはり二重の被害でもう心が折れてしまう、こういふ方がたくさんいらっしゃいます。それを、心が

折れないために、迅速な、総合的な支援が必要だと思います。特に、もう借りれないという方が多く含まれて、現場が必要とする全てのことをやるといふ立場で全力を尽くしていただきたいと思います。

○平副大臣 今御指摘の部分であります、激甚災害ということで、借り入れではないというお話であります。保証枠が拡大をされます。そういうのも御活用いただきたいと思いますし、また、各省庁横断で被災者生活・生業再建支援チームも設置した

ところでございますので、きめの細かい対応をしてまいりたいと思います。

質問の問取りの際に、グループ補助金の速やかな適用という……(藤野委員)それはいいです、それはもう」と呼ぶ)いいですか、それは所管外ですので、経産省に聞いていただければと思

います。

いずれにしても、支援チームを通じて、いろいろな現地の声を聞いて、適切に対応してまいりたいと考えております。

○藤野委員 まさに、融資だけでなく、直接的な支援、これはさまざまあります、この間の台風被害でもつくついただいた、こういったことを全

てやつていただく。

よく政府は、できることを全てやると、総理もおづしゃつたんですが、できるできない、現行制度の枠内でできるできないではなくて、やはり現場が町全体の復興とおっしゃつてあるわけです

から、町全体を復興していくために必要なこと、できるところではなく必要なことを全てやるんだ

いう立場で取り組むことを強く求めたいと思いま

す。

そして、総理は十三日、私が入った翌日に被災地を視察されて、そのときに四千億円の対策費と

いうものを打ち出されました。

ただ、これは詳細もちょっとまだよくわかりませんし、それで足りるのかもわかりません。さらなる審議が必要だと思います。

これは委員長にお諮りしたいんですけど、総理と

防災大臣の出席を求めて、集中審議をぜひ行つていただきたいと思います。

れましたが、私は、こういう認識は本当にとんでもないと思うんですね。コロナ対策を担つて医療現場では、今深刻な事態が広がつております。

日本医療労働組合連合会の調査で、加盟医療機関の三割、三四・五%で、夏のボーナスが減額されることが明らかになりました。東京女子医大病院では、ボーナスが支給されないということを受けて、四百人を超える看護師が退職の意向を示した、これも大きなニュースになりました。

方々は、文字どおり、命がけで治療や感染予防に当たつていただいております。その医療従事者の賃金がカットされることなど、あつてはならないと思うんですね。今の状態が放置されれば、この東京女子医大のように退職者が続出して、肝心のコロナ対策、このコロナ対策も崩壊しかねないのではないか。西村大臣にはそういう危機意識はおありでしようか。

○棚橋委員長 厚生労働副大臣橋本岳君。(藤野委員「大臣」と呼ぶ)担当です。

○橋本副大臣 医療提供体制のことでござりますので、厚生労働省より答弁を申し上げます。

今御指摘をいたいたよな報道があるということは私ども承知をしております。また、医労連さんの調査につきましても承知をしているところでございます。

賞与等々支給をするか、待遇をどうするのかと

いうことは、一義的には、各医療機関の経営判断、労使の話し合い等によるものと考えております

のであって、その一部が欠ければ成り立たない、そして医療機関全体として必要な医療従事者の

方々にきちんと安心をして働いていただき、そうした中で診療を継続することができるよう支援をしてまいりたいと考えておりますし、そのため、

二次補正予算につきまして、さまざまな対策を講じてお聞きました。

○藤野委員 コロナの問題についてお聞きしたい

きょうの審議でも、やはりコロナ対策における医療機関の重要性というものが本当に明らかになります。ただ、先ほども、政府、大臣も、医療体制は全体としては逼迫していないと答弁さ

まずはしっかりと第二次補正予算の執行を速やかに行うということで、各種支援策を医療の現場にお届けすることで地域の医療を継続することができるよう、万全の体制をとることが重要だと考えています。

○藤野委員 その各経営判断に任せていたら、このままでは扱い手がいなくなつて、コロナ対策が崩壊しかねるという危機感が大臣にはないんですかという質問なんです。

これは東京だけの話ではありません。この新型コロナの対応や受診抑制で地方の病院経営も深刻な影響を受けております。

私、この間、新潟県の複数の公的病院でお話を聞いてまいりました。

パネルを見ていたときたいんですけど、これは県内の、A、ある公的病院です。青いグラフが二〇一九年の、こちらが外来患者数、こちらが入院患者数、そして赤のグラフがこどしの外来と入院の患者数になります。いずれも、四、五月になつて急激に減少していることがわかります。

この病院では、外来と入院、合わせて約三億五千四百万円の収入減が起きていることがあります。一つの病院で三億五千万円を超える減収というのは大変な負担であります。

この病院だけでなく、私は別の公的病院からもお話を聞きましたが、こういう傾向は同じなんです。そして、さらに、新潟県が県内の百二十五の病院を対象に行つた調査でも同じような傾向が出ております。

このA病院の事務長さん、こうおっしゃつていました。大臣、聞いていただきたいんですけども、地方の病院でも新型コロナによる受診抑制がある、外來、入院患者が減り、減収による経営への影響が非常に大きい、患者が減つても体制、人員は減らすわけにはいかない、人件費や機器のメンテナンスなど固定費は変わらないので減収はすぐれども、要するにコロナを、それによつて、

コロナを受け入れていない、そして地方の病院で本当に大きな影響が出ている。それぞの病院は役割分担をしていて、特に地方ではコロナの病院だけを支えればいいというわけじゃないんです、連携してやっていますから。そういう意味で、いずれの医療機関にも起きていく減収をしっかりと補填することで下支えをしていく、これが必要だという認識は大臣にはありますか。

○西村国務大臣 私のところにも、全国の医療機関の方々、私の地元も含めて、まさに新型コロナウイルス感染症への対応をしているところも、なかなかわらず、大変厳しい状況になつてます。

かかわらず、大変厳しい状況になつてます。一方で、その対応をしているか否かにかかわらず、大変厳しい状況になつてます。声をいただいております。切実な声を伺つております。

既に、厚生労働省の方で、一次補正、二次補正、特に二次補正において、約三兆円の医療に対する支援の予算を計上し、それを着実に執行していきます。けれども、診療報酬の三倍増とかあるいは空床の確保、それから、さまざまなもので、地域の医療提供体制がしっかりと継続していくのに、このことを厚労省ともうかわらないもとで続けるというは本当に

追いつかれつつある。しかも、東京の状況を見てみると、いつ収束するかわからない。ある方は、一ヶ月なら夜勤も頑張れるけれども、いつまで続

くかわからないもとで続けるというふうに

も連携しながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○藤野委員 私は、いろんな医療機関の方から大

臣にぜひ伝えてほしいという声を聞いてきたのです。ちょっとと御紹介させていただきたいと思う

です。

医療の提供体制は逼迫していないというお話を聞くけれども、しかし、それは病床とかベッドがあればいいという話じやないといふんです。ある方は、夜勤をどう組むかとか、感染予防をしておられますけれども、しかしながら誰に担当してもらうかとか、そして他の病院とどう連携するかとか、表には見えないけれども、一つのベッドで患者を受け入れるには大変な負担があるということを知つてほしい、こういう

声でした。

そして、人工呼吸器でも、一台当たり、二十四時間で考へると十人ぐらいの看護師が必要だと。しかも、ただの看護師ではなくて、人工呼吸器にかかるということは、いつ症状が悪化するかわからない、二十四時間目が離せない患者なんですね、ですから、専門的な知識とスキルで先が見通せるような、そういう訓練を受けた十人が必要なんだと。そして、その一人一人が胸が痛くなるほどの緊張感を持って仕事につかないといけないとおっしゃっていました。

ですから、医療従事者は使命感で頑張っているんですけども、体と心が追いつかない状況に今ます。

既に、厚生労働省の方で、一次補正、二次補正、特に二次補正において、約三兆円の医療に対する支援制度をとつていています。私は立場からも、地域の医療提供体制がしっかりと継続していくのに、このことを厚労省ともうかわらないもとで続けるというは本当に

追いつかれつつある。しかも、東京の状況を見てみると、いつ収束するかわからない。ある方は、一ヶ月なら夜勤も頑張れるけれども、いつまで続

くかわからないもとで続けるというふうに

も連携しながら対応をしていきたいといふふうに

考えております。

○藤野委員 私は、別に公的病院からも

もし必要があれば、厚労省から御答弁いただければと思います。

です。

この病院だけではなく、私は別の公的病院からもお話を聞きましたが、こういう傾向は同じなんですね。そして、さらには、新潟県が県内の百二十五の病院を対象に行つた調査でも同じような傾向が出ております。

このA病院の事務長さん、こうおっしゃついていました。大臣、聞いていただきたいんですけども、地方の病院でも新型コロナによる受診抑制がある、外來、入院患者が減り、減収による経営への影響が非常に大きい、患者が減つても体制、人員は減らすわけにはいかない、人件費や機器のメンテナンスなど固定費は変わらないので減収はすぐれども、要するにコロナを、それによつて、

ます。

大臣、お聞きしたいんですけど、クラスターが発

生している普天間基地とキャンプ・ハンセンは閉

鎖をする、そして米本国等から沖縄への移動を

中止する、このことなどを国に要望しております。

○棚橋委員長 外務副大臣若宮健嗣君

なお、若宮君にお願いいたします。申合せの時

間が迫つておりますので、簡潔に答弁をお願い

いたします。

○若宮副大臣 はい。

お答えさせていただきます。

今委員が御指摘になりました沖縄の在日米軍施設・区域内での多数の感染者確認、地元の皆様方には大変御心配をおかけしているところでござい

ます。

政府といたしましては、米側からこのよう

な説

明を受けております。七月十一日以降に確認されまし

た普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンの感

染者全員に積極的なPCR検査を実施した結果、判明

したものでございます。

また、感染の増大を受けまして、在沖縄米軍で

は、健康保護体制が上から二番目のレベルCに引

き上げられてござります。新規感染者の行動履歴

の追跡を行うとともに、各施設・区域内においても、必要不可欠なものを除く外出制限が命ぜられ

ておられます。

こうした形で、在日米軍としても、沖縄での感

染増大を非常に深刻に受けとめてございまして、

県や地元の皆様方と緊密に連携をしながら、感染

拡大防止のために適切な措置をとつていくとして

いるところでもござります。

○棚橋委員長 藤野保史君

なお、恐縮です、簡潔に。

○藤野委員 今、レベルCとかいろいろおっしゃ

いましたが、それはあくまで日本に入国した後の

話なんですね。

|  |
|--|
| <p>私の質問は、米国民というのは、アメリカの国民というのは、今、感染者が三百四十万人に達している世界最大の感染国であって、米国民は日本に入国できないんですね、基本的に。ところが、米軍関係者だけは基地を通じて入国できているのはなぜなのか。だからこそ、知事は移動中止とうこともおっしゃっている。米軍関係者のコロナ感染は、もう既に二万六千人に達しているわけですね。</p> <p>ですから、ちょっと大臣にこれはお聞きしたいんですが、コロナ対策といった場合に、この米軍というルートが感染防止対策において大きな穴になつてきている。そして、この穴を放置していたら国民の命が危険にさらされる、そういう認識はコロナ担当大臣としてお持ちなんでしょうか。</p> <p>○棚橋委員長 国務大臣西村康稔君。</p> <p>なお、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。</p> <p>○西村国務大臣 先ほど御説明が外務副大臣からございましたけれども、外務省そして防衛省において、在日米軍とも連携し、まさに日本国内における新型コロナウイルス感染症が拡大しないように、適切に措置を講じて防止に取り組んでいただきたいというふうに考えていくところであります。</p> <p>○藤野委員 非常に人ごとの答弁なんですが、これは大きな穴なんです。これだけ短期間に百人に達する、これを防がなくて国民の命と健康をどうやって守るのか。大臣としてまさに全力で取り組まなきやいけない問題なんですね。</p> <p>地元紙の報道では、基地で働いている従業員の方の子供さんが学校に登校することを自粛を要求する動きが広がっていると。四市町村で、少なくとも十三日、十四日で四十三人が欠席しているというんです。この欠席理由には、米軍からの要請もあつたと言われております。</p> <p>○棚橋委員長 藤野君、申しわけないんですけど、维新さんの時間が来ておりますので。</p> <p>○藤野委員 本当に許しがたいと思うんですね。</p> |
| <p>つまり、要するに、政府が国民の命や健康を本気で守るのか、その気があるのかということを問われていると思います。</p> <p>豪雨災害や新型コロナ対策など、審議すべき課題は山積みです。予算委員会の集中審議を強く求め、質問を終わります。</p> <p>○棚橋委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。</p> <p>○棚橋委員長 この際、お諮りいたします。</p> <p>本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○棚橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。</p> <p>○棚橋委員長 次に、杉本和巳君。</p> <p>○杉本委員 日本維新的会の杉本和巳です。</p> <p>時間が十分しかないので、端的にお願ひしたいと思います。</p> <p>まず、七月豪雨そして新型コロナで亡くなられた方々に心から御冥福をお祈りしたいと思います。また、被災あるいは罹患されている方々にお見舞いを申し上げます。</p> <p>また、雨は今週も続くという見通しでございますし、コロナも感染がとまつてないという状況でございますので、国民の皆様には警戒を引き続き、この場をかりてお願いしたいと思つております。</p> <p>私ども維新は、身を切る改革、有言実行ということで、今回コロナにおいては、十万元の特別寄附をするということを決めまして、まとめて党本部で医療関係に御寄附をするということを決定しております。</p> <p>また、今回ボーナスが国会議員にも支給されておりました。</p>  |
| <p>おりますけれども、私ども維新においては三割カットを自主的に決めまして、これも国会議員、衆参全員が医療関係に寄附をさせていただくことを決めています。</p> <p>そしてもう一つ。私どもは、六年前から二割の給料カットをして、そして特別の所得税がかかっている、復興特別所得税がかかる令和十九年、七年後まで我々は二割カットを続けていくということを決めていますので、ぜひとも国民の皆様は、国民の皆様の被災した状況とかそういったことに寄り添う政党があるということを知っていたとき、冒頭、心からお願いを申し上げます。</p> <p>さて、昨日、安倍総理と私どもの副代表である吉村大阪府知事が、要望、会見をさせていただきました。急遽、そのことについて三点、要望をまとめたので、質問に移らせていただきます。</p> <p>皆様のお手元にあると思いますけれども、まず一つ目は、感染防止のための法的義務の明確化と営業停止ということについてであります。</p> <p>現行、事業者の自主的な取組に委ねられているという状況です。十分な対策をとらない施設が営業をしているということではないか、そういったことは、今まで、新宿の劇場が八百五十も濃厚接触者をつくってしまったというような事案が発生して心配をしております。そういう現状に対しても、今知事は、事業者に規制ができなくてクラスの抑制が困難になつて、下の方に書いてありますけれども、そして、クラスター発生施設に対する強制力を持てないといふところに対し、また加えて、強制力のある疫学の調査ができる、これが現状であるということで、現状、問題意識を挙げさせていただき、それに対し提案、提言として、下の方に書いてありますけれども、改正イメージということで、法令によって事業者の義務を明確化していかがかと。対象施設はクラスターが発生した施設、対象地域はクラスターが発生した地域ということ、そして、義務づけ内容は、施設区分ごとに具体的な感染防止</p>              |
| <p>対策を打つ、そしてまた積極的疫学調査、濃厚接触者の調査、PCR等の検査、利用客・従業員の名簿提出への協力。こういったことをしっかりと法令によって義務化をするべきではないかという提案をさせていただいております。</p> <p>そして、西村大臣は、二十四条九とか四十五条の二とか現状おっしゃると思ふんですけども、また、今回の質疑でも、日本の人権だと、非常に国民性という点もあるんですけども、実際悪いことをする人たちはやはりいて、それが発生源になるリスクがこの天下の日本国でもあるという認識を私どもは持っておりますので、例えば、義務を明確化したときに義務違反をした場合には知事による営業停止命令ができるんだ、あるいは、命令に従わない場合は罰則もある。又は営業許可の取消しもさせていただくというところまで提言を考えているわけでございます。</p> <p>まず一つ目のこの提言に對して、きのう安倍総理も注視とかいうお言葉だったかと思うんですけど、踏み込んで、やはり今責任あるお立場の大臣に、今後の方向感を含めて、この提言あるいは要望に對してどういう御所見をお持ちか、現状を確認させてください。</p> <p>○西村国務大臣 これまで、維新の皆様方から大変貴重な御提案、御提言もいただいてきております。特に、まさに知事がいろいろな措置をとるときになかなか強制力を持てないといふところ、悩みも伺つておられますし、私自身も、何か実施をするときに、やはり強制力を持つた形のものができないのか、これまでも悩んできたところがあります。</p> <p>今御指摘がありましたように、法律の体系が非常に緩やかな法体系になつておりますので、一つには、第五条に、基本的人権の尊重ということで、私権の制約を伴うものでありますから措置は必要最小限にしなきゃいけないというふうになつております。したがつて、全体として強制力は非常に少ないものとなつています。</p> <p>もう一つは、緊急事態宣言の前と後で差をつけ</p>    |